

基礎研 レター

キャッシュレスを学ぼう③

資金移動業

保険研究部 取締役研究理事 松澤 登

(03)3512-1866 matuzawa@nli-research.co.jp

1—はじめに

「キャッシュレスを学ぼう」シリーズの三回目は、資金移動業についてである。現行の資金決済法（資金決済に関する法律）では、資金移動業とは、銀行以外の者が為替取引（ただし、政令で定める金額（100万円）以下に限る）を業として営むものとされている（資金決済法第2条第2項）。

もともと為替取引は銀行の排他的固有業務とされている（銀行法第2条第2項）が、この銀行法の規定に例外を設ける形で、資金移動業は定義されている。

ところで、為替取引については資金決済法上も銀行法上も、いずれも定義がない。この点、最高裁判所は、為替取引とは、対面していない者（隔地者）の間で、現金の受け渡しによらない手段により資金移動をすることを受託し、遂行するものと判示した（平成13年3月2日）¹。簡単に言えば、東京にいるAさんから、大阪にいるBさんに対して、現金送付以外の方法による送金を仲介することが為替取引にあたる（銀行における為替取引のイメージとして図表1）。

【図表1】銀行における為替取引のイメージ

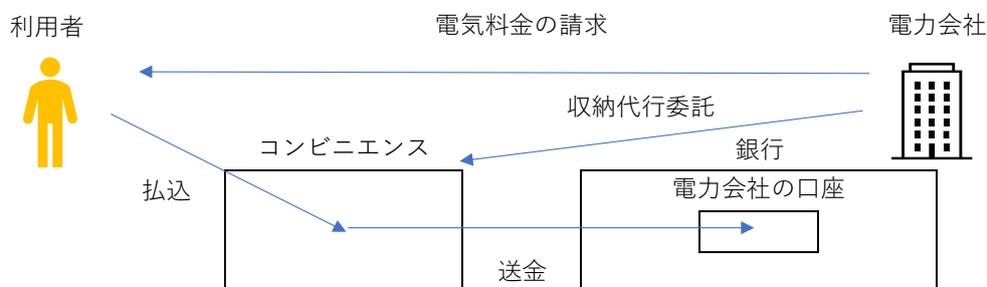


ちなみに、いわゆるコンビニ決済、たとえば電気料金をコンビニで払い込むことも、隔地者である利用者と電力会社間との間の送金を仲介するという意味にとれば、為替取引といえそうである。しか

¹ 正確に引用すると「銀行法2条2項2号にいう「為替取引を行うこと」とは、顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいう。」である。

し、この取引は、電力会社がコンビニに集金を依頼し、コンビニが収納を代行している（＝収納代行）ものと説明されている。言い換えると、コンビニが、あたかも電力会社の従業員になったかのように集金を行うものであって、為替取引ではないとされる²。収納代行については今回の改正案で一定の整理がなされた(図表 2、後述)。

【図表 2】



資金移動業は、金額に上限を課すことや資産保全を求める等の一定の規制の下で、事業者が登録することにより、為替取引を銀行以外にも認めるものである。なお、改正資金決済法案がこの通常国会で審議中であり、資金移動業による送金上限額の一部撤廃など大きく制度が変わる予定である。本稿の後半ではその点にも触れることとする。

2—資金移動業とは

1 | 資金移動業にはどのようなものがあるか

一社) 日本資金決済業協会の資料によれば、資金移動業のビジネスモデルとしては三つある。①営業店型、②インターネット・モバイル型、③カード型である³。①は銀行の店頭と同様に、資金移動業者の店頭で行う送金であり、また③カード型は資金移動業者の発行するカードにチャージをしておき、海外で現金を適宜引き出して利用するといったものである。昨今は、②のインターネット・モバイル型での利用が活発である。

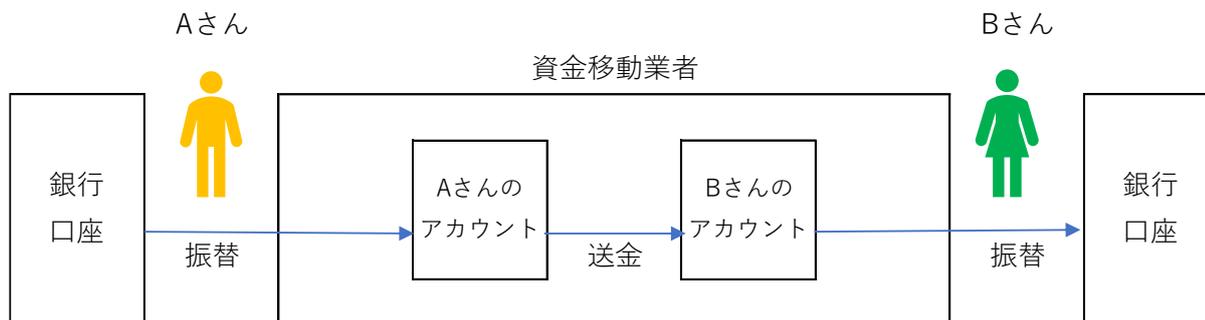
資金移動業を行う有力な事業者としては、たとえば PayPal がある。PayPal では、まず、自分のクレジットカードもしくは銀行口座を登録してアカウントを開設する。そのうえで、たとえば個人に向けて送金したい場合は、アプリに送金したい相手のメールアドレスと金額等を入力する。ただし、個人を送金先とする場合は、送金をする人はクレジットカードを利用することはできず、銀行口座からの振替のみ可能となっている。メールを受け取った相手方は、PayPal にアカウントを開設し、受け取ることができる。そのうえで、残高をそのまま第三者に送金することもできるし、登録した自分の銀行口座へ振り替えることもできる（アカウントから銀行口座の振替には原則として本人確認が必要）

² この点について、コンビニ集金といった、特に弊害がなく、かつ便利な機能を、銀行法違反として潰してしまわないがために、為替取引を殊更に狭く解釈してきたものと推察される。しかし、このような解釈がどこまでの取引が為替取引として、厳格な規制下で行われるべきかという論点を見えにくくしていたともいえる。

³ https://www.s-kessai.jp/businesses/funds_transfer_overview.html

4. (イメージとして図表 3)

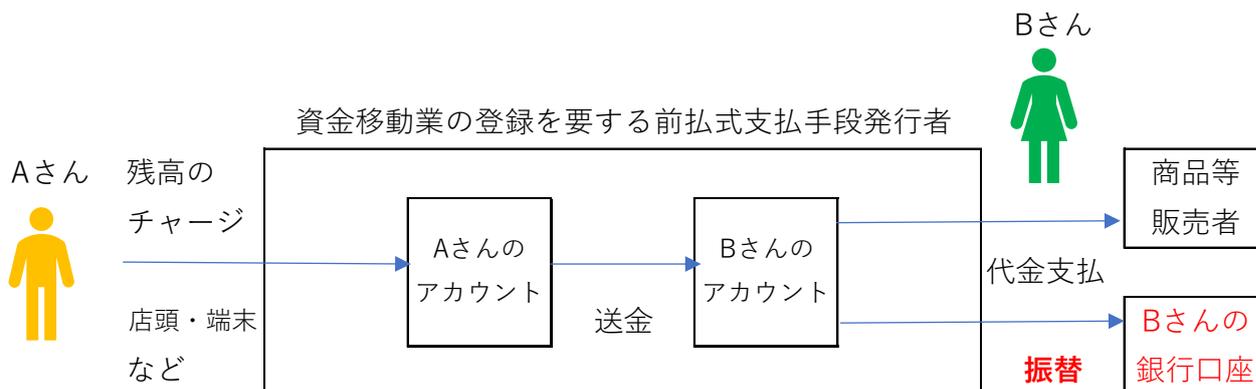
【図表 3】



PayPal では、ネット上で送金が完結する。また、PayPal は諸外国で展開をしていることから、海外への送金が簡単にできるというメリットがある。

また、前払式支払手段発行者であるQRコード決済業者が、資金移動業者の登録を受ける事例が出てきた。たとえばPayPay 株式会社は、銀行口座などからチャージした残高をPayPay マネーとして、本人確認が済んだユーザー同士の間で送金ができ、かつ、銀行口座へ払い出し(振替)をすることができるようになった⁵。前回の基礎研レター「[キャッシュレスを学ぼう\(2\) - 前払式支払手段 - 電子マネー・QRコード決済](#)」で述べた通り、いわゆるプリペイド方式である前払式支払手段へのチャージは、商品・役務購入のために行われるのであって、チャージ金額の払戻が原則としてできないものとされている(資金決済法第 20 条第 2 項)。前払式支払手段発行者が資金移動業者としても登録を受けることで、利用者への払戻(銀行口座への振替)が可能となった(図表 4、赤字の部分)。

【図表 4】



これらの為替取引サービスは、デジタルプラットフォームでの取引に際して特に有効である。たとえば個人間売買を行えるスマホアプリとして、メルカリが有名である。メルカリ利用に際して使われるメルペイでは、売主のメルペイアカウントに買主から売買代金が入金され、振込申請によって、銀

⁴ <https://www.paypal.com/jp/webapps/mpp/support/send-money>

⁵ <https://about.paypay.ne.jp/pr/20191001/01/>

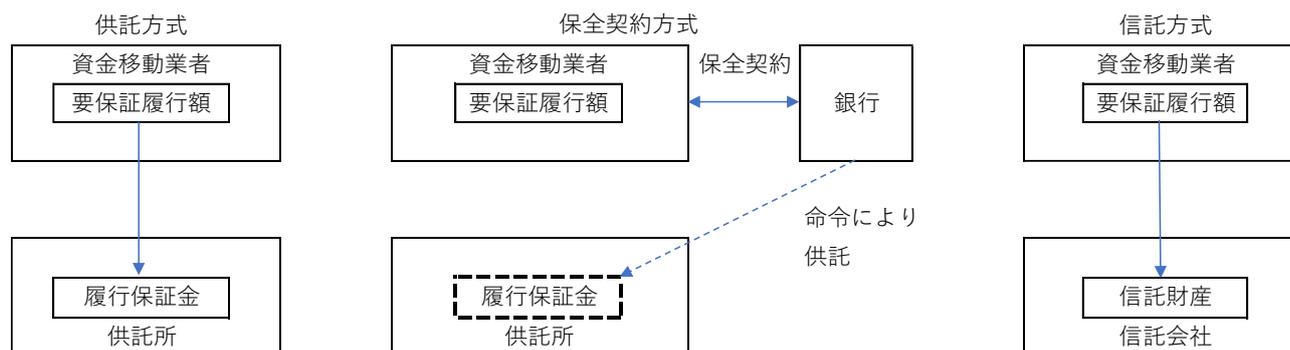
行口座へ振り替えることができる（メルカリ規約第9条第1項）⁶。

2 | 資金移動業の現行規制

資金移動業を行うにあたっては、内閣総理大臣の登録を受けなければならない（資金決済法第37条）。登録を受けられるのは、国内の株式会社、または外国資金移動業者で国内に代表者がいる法人に限られる（資金決済法第40条第1項第1号、第2号）。また、資金移動業を適正かつ確実に遂行するために、十分な財産的基礎があり、かつ適切に業務運営が行える体制整備がなされた法人である等の要件を満たしていなければならない（資金決済法第40条第1項第3号以下）。

資金移動業実施にあたっては、履行保証金として、要履行保証額（＝送金途上にある滞留資金等）の100%を、履行保証金として供託する必要がある（資金決済法第43条）。供託に代えて、銀行との間に履行保証金保全契約（内閣総理大臣の命令により、銀行が履行保証金を供託する旨の契約）を締結することでもよい（資金決済法第44条）。また、信託会社との間で履行保証金信託契約を締結し、要履行保証額相当額の財産を信託している場合は、履行保証金の供託をする必要がない（資金決済法第45条）⁷。（図表5）

【図表5】



これらは資金移動業者が破綻した場合に、利用者が損失を負わないようにするための措置である。銀行では、自己資本規制や預金保険制度などで預金が保全されるが、資金移動業者はこれらの措置を通じて、利用者資金が保全される。

また、利用者の保護を図るための措置として、資金移動業者は、銀行等が行う為替取引と誤認することを防止すること、手数料を開示すること等の措置を講ずることが求められる（資金決済法第51条）。また、裁判外紛争処理制度（ADR）への加盟が求められる（資金決済法第51条の2）。

なお、資金移動業には犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯収法）の適用がある（犯収法第2条第2項第30号）。為替取引実施にあたっては、本人確認を行う（犯収法第4条）とともに、疑わしい取引については届け出を行わなければならない（犯収法第8条）。

⁶ https://www.mercari.com/jp/merpay_tos/

⁷ 詳しく言えば、供託・保全契約と、信託契約の併用は認められない（資金決済法第45条）。また、供託・保全契約の場合は一週間のうちの要履行保証額の最高額以上の額を、その週の末日から一週間以内に保全することが求められているのに対し、信託の場合は前営業日の要履行保証額以上の額を翌営業日までに保全することが求められている。なお、信託会社は資金移動業者へのモニタリングが義務付けられている（同条）。

3—資金移動業にかかる規制改正の概要

第201回通常国会に資金決済法の改正案が付議されており、資金移動業に関する大きな改正がなされる予定である⁸。改正のポイントは大きく二つあり、100万円を超える金額の送金を、認可を条件に認める(第一種資金移動業)ことと、少額の送金のみを取り扱う事業者(第三種資金移動業)の Kategorie を設けて、規制緩和することである(図表6)。

【図表6】

【現行法】		【改正法】	
決済資金の上限が 100万円まで	資金移動業者 ・登録 ・履行保証金供託	100万円を超える 資金決済可能	第一種資金移動業者 ・認可・履行保証金供託 ・資金滞留防止措置
		トータルで 数万円まで	第二種資金移動業者 ・登録・履行保証金供託 ・送金以外の資金受入禁止
			第三種資金移動業者 ・登録、・別預金での資金管理

1 | 高額送金を取り扱う事業者(第一種資金移動業)の新設

高額、すなわち、現行政令で定める100万円を超える金額の為替取引を行うことを、新たに認めることとした(第一種資金移動業)。第一種資金移動業を営もうとする者は、資金移動業の登録を行ったうえで、業務実施計画を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない(改正法第40条の2)。業務実施計画にはシステムリスク管理、セキュリティ対策、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策等にかかる体制整備が規定されることとなる⁹。なお、送金可能額の上限は法律では規制されず、各事業者が定めるものとされた。

そして、資金の滞留規制が新たに導入された。送金額や送金日時等が明らかでない資金を受け入れてはならず、資金移動に必要とされる期間を超えて資金を滞留させてはならないとされた(改正法第51条の2)。これは出資法(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律)第2条の定める預り金禁止規定に抵触しないため、また資金移動業者が万一破綻した場合であっても、社会的・経済的に大きな影響を与えないためにとられた措置である¹⁰。

2 | 現行規制を前提に事業を行う事業者(第二種資金移動業)に対する規制改正

現行の規制と同様に100万円以下の資金移動の事業を行う者(後述の第三種資金移動業を行う者を

⁸ 金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告(2019年12月20日)。金融庁HP 国会提出法案概要 <https://www.fsa.go.jp/common/diet/201/01/gaiyou.pdf>

⁹ 前掲注8報告p6参照。

¹⁰ 前掲注8報告P6~P7参照。

除く)は第二種資金移動を行う者として、ほぼ現行の規制を受けることとなるが、一部変更がある。

すなわち、利用者から受け入れる資金のうち為替取引に用いることがないと認められるものを保有しないための措置を講ずることが求められる(改正法第51条)。第一種資金移動業ほどは厳格ではないものの、資金の滞留を防止するための措置を取られなければならないとされた¹¹。

3 | 少額送金のみを取り扱う事業者(第三種資金移動業)の新設

資金移動業を行う者の取り扱う送金額のほとんどが数万円程度ということである。この点を踏まえ、少額を取り扱う資金移動業を行う者に対しては、規制緩和をすることとなった(第三種資金移動業)。

第三種資金移動業を行う者の扱う送金は、特定の利用者からのトータルの上限金額(特定の利用者が同時に2件資金移動委託をした場合は2件を合計した金額)が政令で定められる額以下であることが求められる。実態として数万円程度の送金が多く行われているという実態を踏まえて、政令で金額が指定されることとなる(5万円程度と考えられている)。

ところで、上述した、第一種資金移動業や第二種資金移動業では、現行規制と同様、要履行保証額相当額を供託や信託すること、あるいは銀行との保全契約を締結することが求められている。したがって、利用者資金の100%を供託や信託をすることにより、送金に充てる資金は別途調達する必要がある。また、銀行との保全契約を締結した場合にも、銀行に手数料を払う必要がある。

一方、第三種資金移動業を行う者は、利用者資金を、自己資金とは別の預金で管理することが求められる。その代わりに、上述の要履行保証額相当額について供託等を行う必要がなくなった。このように簡易な規制とされたのは、利用者ごとの利用金額が少額に限定されるため、仮に破綻しても影響がさほど大きくならないと判断されたためである。

4 | 収納代行についての規制

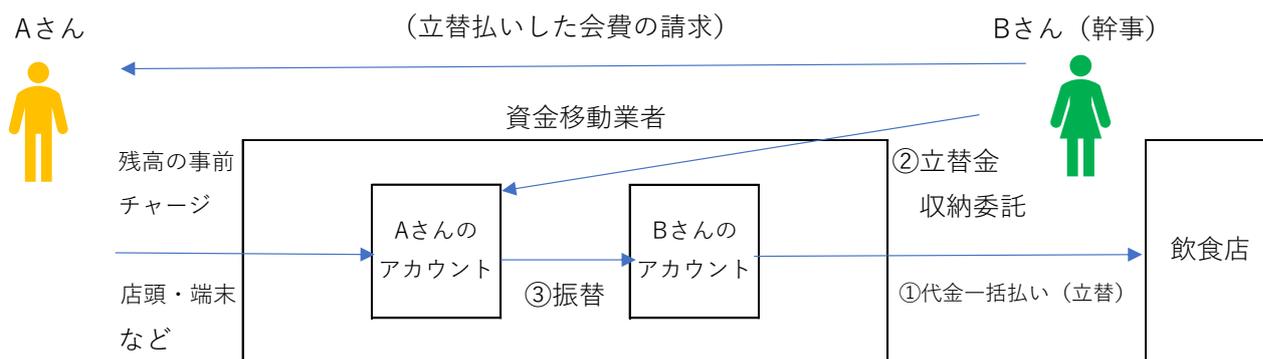
上述の通り、収納代行の典型的な事例として、公共料金等をコンビニのレジで支払う方法が挙げられる。また、最近では割り勘アプリが登場し、食事会などの幹事が店に料金を一括で立替支払いの後、参加者から会費を徴収することがアプリでできるようになった。今回の法改正においては、後者の、個人の依頼により収納代行を行う取引について、為替取引に該当することを明示した(改正法第2条の2)。これは割り勘アプリでは取立を依頼する逆為替という取引と同視できるとしたうえで、個人間の決済であることから消費者保護の必要性が高く、規制をかけることとしたものである¹²。

割り勘アプリとは、①幹事が割り勘アプリの支払い機能で一括して飲食店に支払いを行う、②参加者に各々の負担分を割り勘アプリ経由で請求する、③割り勘アプリが参加者のアカウントから幹事のアカウントに残高を振り替える、といったものである(図表7)。

¹¹ なお、前掲注8報告では銀行との間で保全契約を締結したときに、滞留資金を貸し付けに流用することのないように、規律を定めることとされている。この点は今後、政省令レベルで定められるものと思われる。

¹² 前掲注8報告P17参照。

【図表 7】



法文の立て付けとしては、収納代行のうち、受取人が個人であること等の府令で定める要件を満たす場合に限り、為替取引に該当するとしている。逆に読むと、そもそも収納代行は為替取引に該当しない性格のものであるとのことのようなのだ。しかし、そもそも取引の性格が、受取人が個人か事業者かで変わるといえるのは、理解しにくい。事業者の委託による代行収納では、利用者がコンビニ店頭で支払った段階で、コンビニの倒産等による不払いリスクが事業者に移転するため、利用者保護の観点からの規制は不要といえる判断¹³だが、何らかの規制（開示規制など）をかけることを前提に、事業者が受取人の場合も、個人間の割り勘アプリのような収納代行と同様に、為替取引であると位置付けてもよかつたのかもしれない¹⁴。この点、報告でも継続課題とされている。

4—おわりに

資金移動業者の果たす機能は相当程度、銀行に近いものになってきている。この点、資金決済法は、資金移動業者に、①資金の滞留を認めないこと、および②為替取引と貸付をあわせて行わせないことにより、預金受け入れや信用創造といった機能を持つ銀行と、差別化させている。

しかし、昨今のマイナス金利下の経済状況を見ると、預金の金利はほぼつかない実態にあるので、預金と貸付の間の利ザヤを稼ぐという銀行のビジネスモデル自体、限界がきているようにも思える。銀行としては、手数料ビジネスへの移行を迫られているが、その一つの柱となる決済ビジネスに直接影響を及ぼし、変革を迫るであろう規制緩和が、今回の改正である。

ところで、為替取引について、筆者の個人的な経験から言えば、海外への送金は結構厄介である。送金できるかどうかわからない国もある。海外からの労働者を受け入れることが推進されてきたが、これらの人たちの海外送金を簡単・安価に行えるようにすることは、銀行にとってのビジネスチャンスにならないだろうか¹⁵。

また、為替取引はそれ自体の利潤もあるが、昨今は、為替取引に付随する決済データから利益を生

¹³ 前掲注 8 報告 P16 参照。

¹⁴ ただし、このことにより、後払い方式電子マネーが広く資金決済法の資金移動業の規制対象になる可能性もあるため、慎重な議論が必要である。

¹⁵ いわゆる地下銀行の存在が報道されることがあるが、これは国内で労働する外国人が家族のもとへ安価に送金したいというニーズがあることが理由の一つとされている。

じさせるビジネスモデルも台頭しつつある。高度技術を活用した決済ビジネスには、銀行の保有する膨大なデータを生かすことのできるビジネスモデルを生み出していく、大きなチャンスがあるものと考えられる。

今回はフィンテックの代表的な事業として取り上げられることも多い、電子決済等代行業について解説を行う。